

浪江町 町立小・中学校に係る検討委員会設置要綱

浪江町教育委員会

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所事故による全町避難から浪江町に帰還し新たなまちづくりを進める中で、帰還住民の大幅な減少と被災前とは大きく異なるであろう町域の復興・創生状況を想定しつつ、町立小・中学校の在り方の適正化を図るための基本的な事項について検討をするために浪江町町立小・中学校に係る検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 検討委員会は、浪江町教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い答申する。

- (1) 浪江町への帰還後の、町立学校の在り方に関する事項
 - ① 町域全体における町立学校配置の在り方
 - ② 教育活動を再開する学校の在り方
- (2) 浪江町への帰還後の学校教育再開の時期に関する事項
- (3) その他

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱、又は任命する。

- (1) 学識経験者1名
- (2) 町立学校長代表2名
- (3) 地域社会関係者3名
- (4) 就学前乳幼児及び小中学校児童・生徒の保護者代表（計3名）
- (5) 社会教育・学校支援活動関係者（2名）
- (6) 浪江町行政関係者若干名
- (7) 前6号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者（若干名）

(任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が教育委員会に答申した日又は検討委員会の目的が達成した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会が指名するものとし、副委員長は委員長の指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」と言う。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 3 委員が必要と認めるときは、委員長に対し、会議の招集を請求することができる。
- 4 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 検討委員会は原則公開する。ただし、個人の秘密を保つために必要と認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

会議を非公開とする場合、委員長はその必要性を委員に説明し、賛同を得た上で適切に対応する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 9月29日から施行する。